

ID: 76

担当部署: 教育委員会 学校教育課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	聖籠町教育委員会供用マイクロバス使用規則 第7条		
例規番号	平成7年 教育委員会規則第1号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (使用許可書の交付)                      第七条 社会教育課長は、前条の使用を許可する場合は、使用日前七日までに許可書(別紙第二号様式)を交付するものとする。</p> <p><b>【基準】</b>                      第3条、第4条及び第8条の規定による。                      (使用の範囲)                      第三条 バスの使用の範囲は、次の各号に掲げる場合で、使用人数が十人以上のものとする。                      ただし、社会教育課がその事業のために使用する場合はこの限りでない。                      一 社会教育事業及び公民館事業に必要な場合                      二 教育委員会が認定した町内の社会教育関係団体等(以下「登録団体」という。)が本来の社会教育活動の目的に必要な場合                      三 その他教育長が特に必要と認めた場合</p> <p>(運行範囲)                      第四条 運行の範囲は、原則として県内とする。ただし、教育長が特に必要と認め許可した場合はこの限りでない。</p> <p>(使用の制限)                      第八条 バスの専任運転員が、休日、勤務を要しない日及び休暇その他の事情により運転業務につくことができないとき又は宿泊を伴うときは、原則として許可しないものとする。ただし、教育長が特に必要と認めたときは、この限りでない。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日